

令和3年度
第3回 球磨川水系学識者懇談会
説明資料

球磨川水系学識者懇談会について

令和4年2月17日

国土交通省 九州地方整備局
八代河川国道事務所
熊本県 土木部 河川港湾局
河川課

河川整備基本方針と河川整備計画の概要

■平成9年に河川法が改正され、「河川整備基本方針(長期的な河川整備の方針)」と「河川整備計画(当面の具体的な整備の計画)」を策定することとなった。

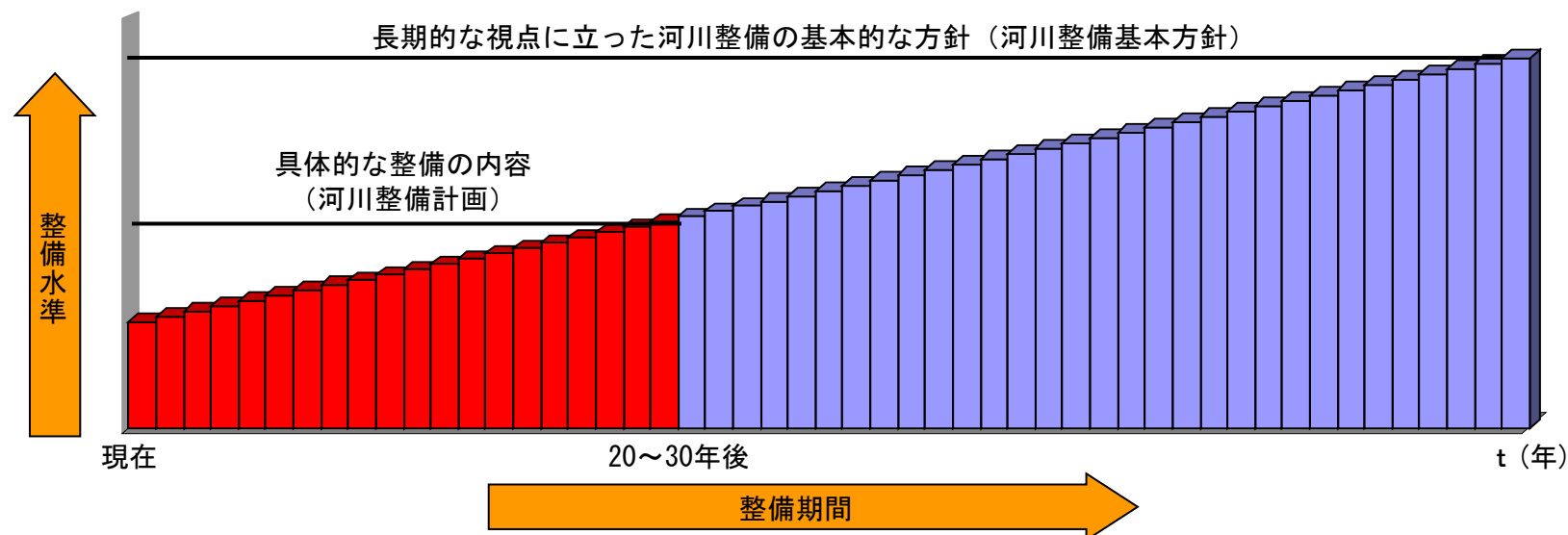
河川整備基本方針

- ①河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
長期的な視点に立った河川整備に関する基本方針を決定。
- ②河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項
個別事業など具体的な河川整備の内容を定めず、整備の考え方を記述。

河川整備計画

- ①河川整備の目標
20～30年後の河川整備の目標を明確にする。
- ②河川整備の実施に関する事項
個別事業を含む具体的な河川の整備の内容を明らかにする。

河川整備計画における段階的な整備にあたっての目標イメージ図



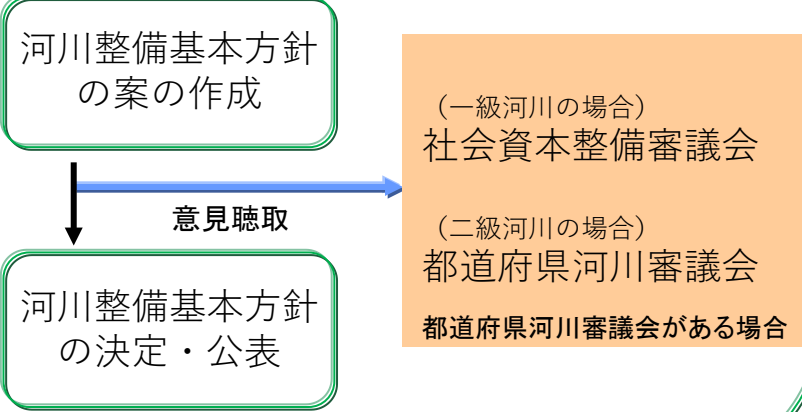
河川整備基本方針

長期的な河川整備の最終目標

定める事項（河川法施行令第10条の2）

- 当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 河川の整備の基本となるべき事項
 - ・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
 - ・主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川法第16条



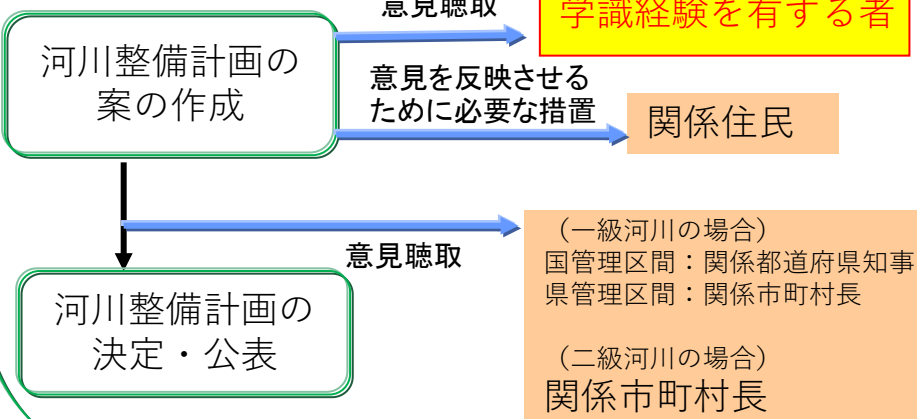
河川整備計画

河川整備基本方針に沿って定める中期的な具体的な整備の内容
(計画対象期間:20~30年程度)

定める事項（河川法施行令第10条の3）

- 河川整備計画の目標に関する事項
- 河川の整備の実施に関する事項
 - ・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
 - ・河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川法第16条の2



河川工事、河川の維持

球磨川水系河川整備計画の策定について

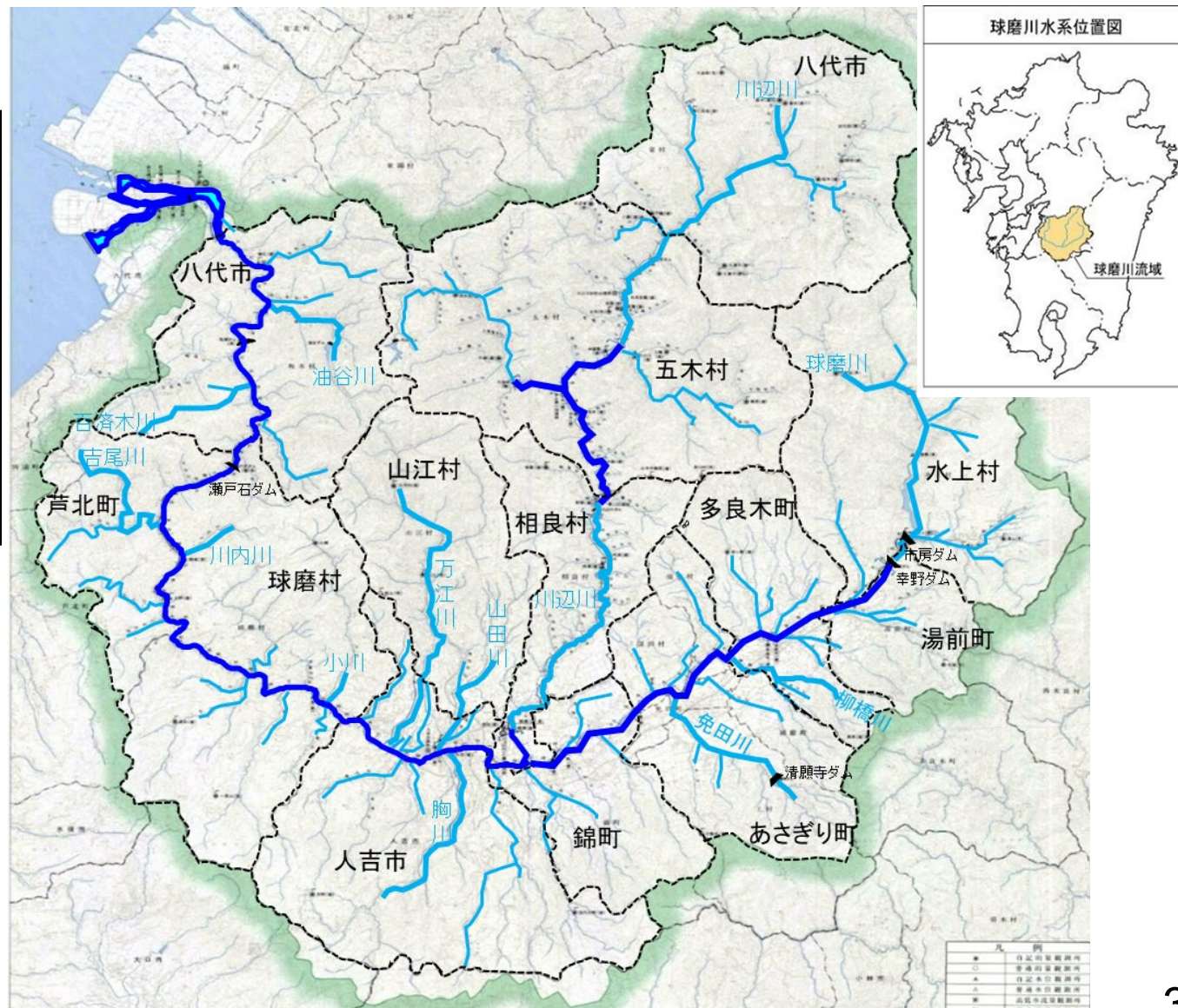
○策定する河川整備計画は、『球磨川水系河川整備計画(国管理区間)』及び『球磨川水系河川整備計画(熊本県管理区間)』を予定。

球磨川水系河川整備計画
(国管理区間)

【国土交通省が策定】

球磨川水系河川整備計画
(熊本県管理区間)

【熊本県が策定】

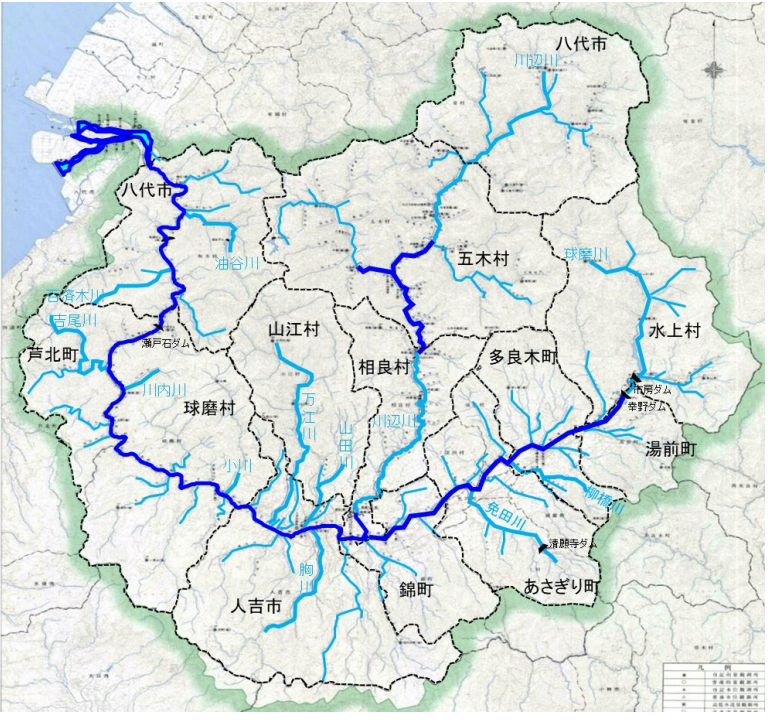


球磨川水系河川整備計画における本川・支川の関係について

- 本川は、流入する多くの支川と密接に関係しており、支川からの流出量が本川の流量の変化につながる。
- 支川は、流入する小流域(山地や谷等)と密接に関係するとともに、本川への合流部では本川の水位等の影響を受ける。
- 本支川の河川整備にあたっては、これらの治水上の関係や自然環境の連続性等を考慮した上で、よりよい河川整備となるように、**河川整備計画の策定段階から本・支川の連携**を図る。

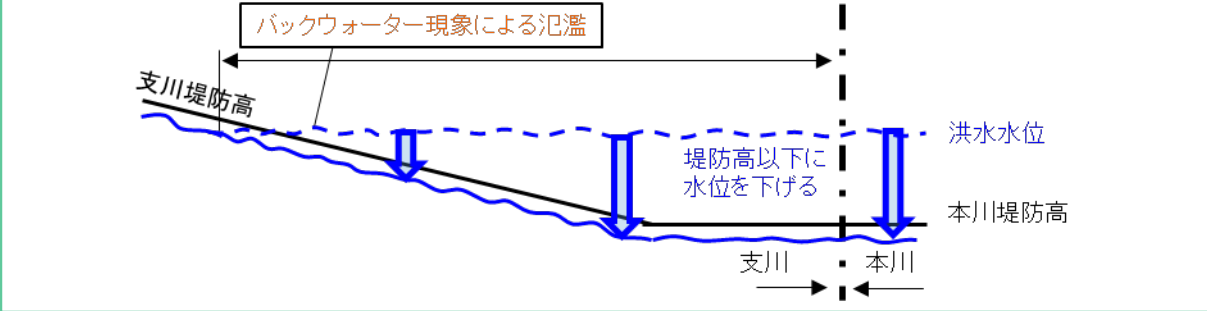
■球磨川本川・支川の位置図

- ・本川の流量は、球磨川に流入する多くの支川の流出量(土砂・流木等を含む)が関係している。
- ・支川の流量は、流入する小流域からの流出量が関係している。



■本支川合流部の水位低下の模式図

- ・本支川合流部では、本川の水位状況が支川の水位等に影響する。



■環境面

- ①本川と支川との環境の連続性が確保されることで、遡上・降下を行う回遊性の魚類等の生息・生育・繁殖環境が向上する。
- ②支川から、土砂や栄養塩類等が適正に供給されることで、河床の砂礫層や健全な生態系が維持される。

